

平成28年度保育料（1号：教育標準時間認定）

保育料は、父母等扶養義務者の市民税（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分）の合計額により、以下のとおり決定します。

なお、この保育料は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に適用されます。（現行制度のままの私立幼稚園及び北九州市立幼稚園には適用されません）

【単位：円】

区分	月額
① 生活保護世帯	0
② 市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000
③ 市民税所得割課税額 48,600円以下	11,600
④ 市民税所得割課税額 77,100円以下	13,300
⑤ 市民税所得割課税額 211,200円以下	17,700
⑥ 市民税所得割課税額 413,000円以下	20,800
⑦ 市民税所得割課税額 413,001円以上	22,900

多子世帯の軽減

市民税所得割課税額が77,101円以上の世帯は、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長のお子さんから順に2人目のお子さんは上記の半額、3人目以降のお子さんは無料となります。ただし、小学校就学前のお子さんの場合、幼稚園等（※）を利用している場合に限ります。

市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお子さんが小学校3年生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

※幼稚園等：保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

ひとり親世帯等の軽減

ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等は、②階層の世帯は無料、③、④階層の世帯は、上のお子さんが小学校3年生以上の場合も含め、第1子は半額、第2子以降は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

【保育料の決定時期・通知】

- ・階層区分及び保育料は、利用開始時に決定後、毎年4月と9月に保育料決定通知書でお知らせします。

【保育料の変更】

- ・月の途中で利用を終了する場合は、日割計算となりますので、お早めにお知らせください。
- ・以下の場合、保育料が変更されることがありますので、速やかに各園を通じて、幼稚園・こども園課へ届け出てください。ただし、保育料の変更は原則として現年度分に限りませ。
 - 保育料決定後に市民税額が変更になった場合
 - 父母等扶養義務者や世帯に変更があった場合（離婚、再婚など）
 - 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが幼稚園等（※左記参照）を利用することになった場合

【市民税について】

- ・市民税は、区役所市民税課又は税務課へ所得等を申告する必要があります。ただし、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市税事務所へ給与支払報告書が提出されている人、又は、所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。
- ・北九州市外からの転入の場合、市民税所得割課税額がわかる書類の提出が必要です。
- ・上記の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず、ご連絡がない場合は、ご協力が得られるまでの間、保育料を一旦最高額で決定することがあります。
- ・階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ・婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦（夫）とみなして市民税額を計算します。

【保育料の納付について】

- ・保育料とは別に各園が定める費用をお支払いしていただく場合があります。（通園バス代、給食代、制服代などの実費や職員を学級に複数配置するなど質の向上を図るためにかかる経費など）
- ・各事業者が定める納期限までに、指定する方法（口座振替など）で納めてください。詳しくは、各園に直接ご確認ください。
- ・災害、疾病等の事情により保育料の負担が困難な場合は、各園を通じて、幼稚園・こども園課にご相談ください。
- ・各園からの再三にわたる督促や催告に応じない状況（悪質な対応）が続くと、利用契約を解除されることがあります。

【お問い合わせ先】 北九州市子ども家庭局幼稚園・こども園課 電話 582-2550